

平成28年度 地域密着型サービス運営委員会

—議 事 録—

日時：平成29年3月27日（月）

場所：千代田区役所4階401会議室

千代田区 高齢介護課

■議事録

〈開会〉

○櫻片高齢介護課長 時間前ですけれども、皆様おそろいですので、始めさせてよろしいでしょうか。きょうは寒い中、おいでいただきましてありがとうございます。私、高齢介護課長の櫻片と申します。よろしく願い申し上げます。それでは座って会議の進行を進めさせていただきます。

まず始める前に1点、委員の皆様方をお願いがございます。この会議は公開を前提に開催しております。傍聴の許可と議事録の区ホームページへの掲載を行っております。そのため会議録作成のために、録音機を置かせていただいております。ご了承願います。また会議録のホームページ公開に当たりましては、各委員の皆様方に発言内容等の事前確認をお願いすることになりますので、後ほど確認のほうをよろしくお願い申し上げます。

次に本日の議事に使用いたします資料の確認をさせていただきます。机上に配付しておりますけれども、まず、一番上に本日の次第が1枚ございます。その後ろが本日の座席表になってございます。それからその後ろが、本委員会の名簿でございます。その後ろから資料になっておりまして、資料1、A4の1枚物が1つありまして、その後ろがホチキス止めで資料1-1、地域密着型通所介護事業の人員及び設備に関する基準概要、それからその後ろが資料1-2、ホチキス止めで関連の条例になります。それから、その後ろが資料1-3で関連の規則になります。その後ろですけれども、A4の横で資料1-4、カラーで千代田区内通所介護事業所一覧となっております。最後に資料1-5で現地の調査報告、A4の縦の両面刷りになります。それから最後が色刷りの横版がありますけれども、資料1は参考資料でございますので、後ほどご覧ください。それから次が資料2になります。資料2-1、地域密着型通所介護事業所の区域外指定についてというホチキス止めの2枚ものが1つあります。その後ろが資料2-2、A4の両面刷りで協定書になります。それからその後ろが資料2-3、地域密着型通所介護利用状況で、これもA4の片面刷りのものになります。それからその後ろが資料3になりまして、資料3-1、地域密着型サービス事業所指定の更新に係る現地調査結果、A4の1枚ものになります。最後ですけれども資料3-2、A4の横ですけれども、千代田区指定地域密着型サービス一覧となっております。

資料は以上ですけれども、配付漏れはございませんでしょうか。また事前に郵送しました資料ですけれども、本日お持ちでない方は、事務局までお申し出ください。大丈夫でしょうか。

それでは、大淵委員長に委員長をお願いしますので、よろしくお願い申し上げます。

○大淵委員長 それでは早速、平成28年度第1回地域密着型サービス運営委員会を開催したいと思っております。本日は、地域密着型通所介護事業者の新規指定に係りまして申請があるということですので、こちらのほうの協議をいただく

ことになります。そのほか報告事項が2点でございますので、お時間が皆さん年度末のお忙しい中でございますので、スムーズな議事運営になるように、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは早速協議に入ってまいりたいと思います。(1)地域密着型通所介護事業所の新規指定についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○櫻片高齢介護課長 委員長すみません、今日の報告案件の前に、会議の成立について申し上げます。よろしいでしょうか。

○大淵委員長 はい。

○櫻片高齢介護課長 本日のご出席ですけれども、委員が10名のうち8名の出席でございます。委員会成立の過半数の委員が出席しておりますので、本委員会は成立していることをご報告いたします。なお本日の委員のうち、加賀委員、原田委員については、ご欠席の連絡を事前にいただいておりますことを申し添えます。それでは資料のほうの説明に移らせていただきます。

○平林介護事業指定係長 では資料の説明をさせていただきます。高齢介護課の介護事業指定係長をしております平林と申します。よろしくお願いいたします。また着席のままで説明させていただきますが、よろしく申し上げます。

本日の協議案件1ですが、事前に、3月17日に皆様方にお送りしております地域密着型通所介護事業所の新規指定です。申請者が株式会社サードアイ・ヘルスケア、事業所名称が「ななふくの隠れ家神保町」の新規指定に係る協議ですが、先に1、2分時間をいただきまして、まず地域密着型通所介護事業所の基本的な説明をさせていただきたいと思います。

小規模の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行につきましては、介護保険法改正に伴いまして、平成28年4月から利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所は、これまで指定権限が都道府県にあった事業所ですが、28年4月1日から指定権限が区市町村に移行しました。これに伴いまして、新規及び更新申請、変更届、事業所の加算届、また、事業所に対する実地指導、監査等の権限が千代田区に移行されました。

また、地域密着型通所介護事業所になったことにより、これまで広域的に利用可能な事業所が、原則、千代田区民のみが利用可能という事業所の位置づけになりました。加えて、地域密着型通所介護事業所は、6カ月に1回、年間2回なのですが、運営推進会議を設置して、利用者やその家族、また地域住民の代表者、区職員、高齢者あんしんセンターの職員で構成されている運営推進会議を2回開催することが義務づけられました。

次ですが、皆様方にお配りしているA4判の資料、「資料1」と書いてある事業所指定に関する事務のフローが書いてあります。今回の委員会は、この下の表の2月中旬に申請書締め切りから始まり、運営委員会が3月中旬、4月1日指定というスケジュールに沿って、皆様方に協議ということで提出しております。

それでは、本題に移らせていただきます。3月17日付で、皆様方にお

送りした資料があると思いますが、それをご覧になっていただきたいと思
います。また本日の説明資料として、机上に配付しております資料1-1
からご説明をさせていただきます。まず、地域密着型通所介護事業の人員
及び設備に関する基準概要ということで、事務局で人員に関する基準と、
設備に関する基準を一覧表にしてまとめてございます。

これにつきましては、管理者から機能訓練指導員まで、資格要件と配置
基準についてまとめてございます。またこの中でわかりづらい言葉として、
その裏面にある提供時間数の考え方や、平均提供時間数、病院や訪問看護
ステーションとの連携による要件を注意書きとして書いております。

また設備に関する基準につきましては、食堂からその他必要な設備に関
する考え方、その他の留意事項という項目を設けさせていただき、資料を
作成しております。この基準についても、千代田区の条例と規則に規定し
ています。皆様方には、参考資料として1-2、1-3という資料でつけ
てございますが、これをまとめたものが本表です。

まず人員に関する基準ですが、管理者については原則専従常勤の者を1
名配置することとなっています。ただし資格要件はありません。生活相談
員につきましては、資格要件が社会福祉士と精神保健福祉士、介護福祉士、
介護支援専門員、社会福祉主事等の資格を持っている者ということで、配
置基準としては、1以上となっています。看護職員については、定員が1
1名を超える場合について記載していますが、今回申請があった「ななふ
くの隠れ家神保町」につきましては、利用定員が10名となっており、看
護職員の配置基準には該当しません。また介護職員の資格要件なしとなっ
ており、1以上という配置基準が設定されております。機能訓練指導員に
つきましても資格要件は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、
准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師と規定されており、配置
基準1以上となっています。

次に設備に関する基準についてですが、添付資料の千代田区規則の第5
7条関係を確認をいただきたいと思えます。食堂と機能訓練室については、
同じ場所を使用しても可ですが、それぞれ必要な広さということで、合
計した面積が3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっています。例
えば利用定員が10人であれば、10人×3㎡なので30㎡以上のスペースが
確保されていけば可という基準が設定されております。食事の提供や機能
訓練を行う際に、それぞれの実施に支障がない場合は、同一の場所、食
堂と機能訓練室を分けなくてもいいという内容になっています。

相談室ですが、個人の情報、相談内容が漏えいしないように配慮されて
いるということが、基準で定められております。また、その他必要な設備
としては、この地域密着型の通所介護事業の提供に必要なものをそろえる
ことが基準となっています。

注意事項として、静養室の設置の義務づけにつきましては、専用の部屋
として、利用定員に対して、複数の利用者が同時に利用が可能なように考

慮をして、適当な広さを確保することとしています。千代田区から事業所をお願いしている事項になっております。また、事務室も同様に、職員、設備備品を配置できる広さを確保してくださいということをお願いしています。

その他必要な設備に関する考え方ですが、便所に関しては、介助を要する者の使用に適した構造設備とすることと、ブザー等を設置することを千代田区からお願いしております。厨房ですが、食事を提供する事業所と提供しない事業所がありますが、本事業所につきましては食事を提供する事業所となっているために、環境衛生に配慮した設備とするため、保存食の保存設備を設置することが望ましいという条件をつけています。

また浴室ですが、この事業所は入浴介助を行います。それによって、介助者が介護しやすい仕様とすることとしています。加えて、手すり等を浴室に設置して、利用者の利便・安全に配慮することをお願いしています。

洗面設備については、衛生上、共用タオル等を取りつけないことをお願いしております。

その他の留意事項として、建物の配置や構造及び設備は、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について、十分に配慮されたものであること。また緊急時や非常災害時の対策として、安全な避難手段、経路を確保すること。食堂、機能訓練室、静養室、相談室については、同一階に配置すること。最後に段差の解消、スロープの設置など高齢者の安全・利便に配慮した構造として、車椅子の利用が可能なものにするのもお願いしております。

各基準等、区からの依頼事項に伴いまして、本日机上配付しております資料1-5をご覧ください。1-5につきまして、現地調査を担当と私で行ってまいりました。その結果について皆様にご報告させていただきます。

調査日ですが、3月14日（火）、15時から1時間程で、当該現地調査を行いました。調査箇所は「ななふくの隠れ家神保町」、所在は千代田区神田神保町1-60-1アーク神保町ビル2階です。現地の対応者が、申請者のサードアイ・ヘルスケアの代表の鈴木伸夫さんと管理者の藤崎照彦さん、機能訓練指導員の森野 聡さんの3人でした。

先ほどご説明しました設備につきまして、まず備品等の状況ですが、テーブル、椅子が10名分で利用定員分を確認しました。あとベッド1台、送迎車1台、機能訓練マシンが4台とマッサージ用ベッド1台、その他設備備品一覧表のとおり確認できました。

また本事業所のその他の設備ということでエレベーター1基、1階の入り口の扉が自動ドアになっています。人員に関しては、勤務表を確認し、先ほど1-1でご説明した人員に関する基準を満たしていることを確認しました。

介護保険費用以外の利用料は、食費になります。これについては昼食代として700円、おやつ・飲み物代として200円、合計900円となっ

ていますが、詳しくは本日パンフレットをおつけしていますので、それをご覧いただきたいと思います。

説明の順が違ってしまったのですが、資料1-4、横版のカラー印刷の地図をご覧ください。千代田区全図となっております。通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所も含めまして、神田寄りというか、右半分に集中していたような感じですが、今回、この「ななふくの隠れ家神保町」が指定されれば、千代田区の中心部にも位置する事業所という感じがします。またこれまでの地域密着型通所介護事業所を右下に表で記載していますが、全土が右側の神田地域に偏ってしまって、麹町地域には地域密着型通所介護事業所が所在していないイメージでした。今回の事業所につきましては、神保町ということですが、地図上で見る限りちょうど区の間地点なので、位置的にも利用する方にとって利用しやすいのではないかと考えております。

また、運営事業者の情報について、少しではありますが皆様方にご説明させていただきます。

「ななふくの隠れ家」という事業所は、サードアイ・ヘルスケアという会社が運営事業者です。28年8月にサードアイ・ヘルスケアという会社が設立されました。設立と同時に豊島区池袋で、「ななふくの隠れ家」という定員18名の地域密着型通所介護事業所を開設しております。29年2月の実績ですが、登録利用者数が既に47名ということで、6カ月経過した時点で平均1日あたり14.9人が利用されている事業所になっています。

千代田区については、利用定員10名で申請しておりますが、事前にお送りした資料に資産状況等のシミュレーションがありましたが、それにつきましては今後、利用者の伸びを確認しながら利用者が増加していくようであれば、利用定員を変更する旨を事業者から確認しています。

本年4月1日の指定に関しては、利用定員10人からスタートしたいということで申請がされておりますので、この点について本日、協議をお願いしたいと思います。以上です。

○大淵委員長 ありがとうございます。それでは、順を追って協議をしていきたいと思
います。まず地域密着型通所介護事業所の要件については、皆さん質問は
ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、それに基づきまして、今ご説明がありましたとおり、実地調
査の結果がございます。それと図面資料1-1、1-2を見ていただいて、
皆様のほうからご指摘等ございましたらお願いいたします。

まずは人員に関するところがございますが、どちらを見れば一番わかり
やすいですか。1枚目の付表9-1がわかりやすいですか。

○平林介護事業指定係長 資料1-1がいいのではないですか。

○大淵委員長 資料1-1がいいですね。1-1の付表9を見ていただいて、生活指導
員専従が1、兼務が1、介護職員兼務以外に機能訓練指導員が2プラス管

理者ということで。どうぞ。

○高野委員 資料1-1の4枚目ですかね。表の9-1を見るのですが、常勤のところでは生活相談員の兼務1。そこはいいのですが、介護職員と機能訓練指導員が兼務2、2となっています。これは何と何との兼務の2、2となっているのでしょうか。

○事務局（本多） それでは、私のほうから説明させていただきます。生活相談員の1名は専従でございまして、もう1名は介護職員と兼務でございます。

それから、機能訓練指導員の2名については、1名が管理者の方と兼務、1名の方が介護職員の方と兼務でございます。

○高野委員 わかりました。それで、この隣の病院、診療所、つまり医療との連携がなしと書いてありますが、これを見る限り、介護職員、医療職がゼロで、それは規定内でいいという考えもあるかと思いますが、この地域性、千代田区ということを考えますと、100歳までも、100歳を超えてまでもいつまでも生きてほしいというご家族が大多数の地域性の中、介護職が1人もいないという、このケア体制が非常に心もとない。

例えば転んで頭を打った場合に、どういうふうな段階だったら医療につなげるのか、そういうジャッジメントをする立場の人が1人もいないし、介護職員が2人とも兼務ということは、十分な、例えば排泄ケアにしても、その施設内で1日暮らすところで行われるのは、困難ではないかというふうに見ます。

ですから私、医療職としては、たびたびデイサービスで患者さんが医療的な処置とか判断が必要になった場合に、電話を受けたりすることも間々あるのですが、そういう現状を見ると、このままでは非常に不安ですね。例えば私が母をここに預けるとすると、とても不安でしょうがない。やはり看護師さんがいてほしいと思います。

○平林介護事業指定係長 では、今の高野委員のご質問にお答えいたします。この申請書を委員の皆様方に送らせていただいた当初は、高野委員のご指摘のとおり、看護職員の配置について記載しておりませんでした。先日現地調査に行った段階で、近々という説明でしたが、看護職員の雇用をすることについて、事業者のほうから回答をいただいております。

また、高野委員のご説明のとおり、配置基準で看護職員が規定されていなくても、やはり高齢の方が利用する事業所でもあり、地元の方も含めまして、医療関係者が全くいないというのは不安なため、医療職含めて、看護職員等の配置及び連携が必要だと思っております。近々事業所に看護職員が配置された後に、また皆様方にご連絡できればと思っております。

○大淵委員長 もう1つ、高野委員のほうからは介護職員が兼務であるということについても指摘がありましたけれども、それは現地調査は行かなかったのですか。

○事務局（本多） それぞれ今までのお仕事された経験の中でも、介護職員だけの仕事をされてきた方もいらっしゃると思いますので、その点は安心できる

のではないかと思います。

- 大淵委員長　では、はり・きゅうマッサージをお持ちで、介護職の経験をよそで積まれてきたという方々が配置されているという理解でよろしいでしょうか。そういうことだそうです。そのほか、委員のほうから、まずは人員基準について、ご質問ございますか。よろしいですか。村瀬委員、どうぞ。
- 村瀬委員　資料1-1の機能訓練指導員のところに、今、先生がおっしゃった「あん摩マッサージ指圧師」は書いてあるのですが、「鍼灸師」は入っていないですけれども、鍼灸師は、これは機能訓練指導員にはなれないということですか。
- 平林介護事業指定係長　厚生労働省が基準を定めていますが、資格要件に記載されているとおりです。
- 大淵委員長　千代田区の独自ではなくて、全国的な決まりですね。
- 平林介護事業指定係長　千代田区の問題であれば変えることも考えられますが、基準は国で規定しています。
- 村瀬委員　了解しました。
- 大淵委員長　ほかよろしいでしょうか。では、まずは人員基準についてはよろしいと。次に設備に関する基準についてご説明がありましたけれども、ご質問はございますでしょうか。まず面積は、55㎡ぐらいですか。機能訓練、食堂にかかわるところは、基準は満たされていると。これほどを見ればいいのでしょうか。
- 事務局（本多）　平面図のほうです。事前にお送りさせていただいております平面図のほうで、55.14㎡となっています。ページが18になります。
- 大淵委員長　資料1-1のところの18ページを見ていただいて、機能訓練、食堂計が55.14ですから、10名が定員だと十分超えているということですね。それから、相談室が区切られた相談室があること、2.3。よろしいですね。その他の施設、トイレ、厨房、調理室がありますね。介護しやすい浴槽、あと洗面設備。洗面設備というのは、トイレと別にあるという意味ですか。
- 平林介護事業指定係長　そうです。
- 大淵委員長　そうすると、トイレがあつて、浴槽のところ洗面台が別にあるということで、基準が満たされている。
- 平林介護事業指定係長　はい、洗面台は別に設置されています。
- 大淵委員長　これはよろしいでしょうか。では、これ以外につきまして、何か気になる点、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、今、申請がありましたサードアイ・ヘルスケアにつきまして、新規の指定を許すかどうかということの協議に入りますけれども、皆さんご意見はいかがでしょうか。
- 高野委員　やはり介護職員と機能訓練指導員の兼務だというのが、改善点だと思います。ここはぜひ専従を目指して、職員を収集するべきだと思います。この平面図を見ても、このフロアは機能訓練室となっていますけれども、

この全部のマシンとか機材を有効活用するという事は、この人員では全く足りないと思いますね。そのほかに下の世話とか、トイレ誘導とか、食事の世話とかもあるわけですから、やはり兼務ではなくて、ちゃんとこれは専従を2人ずつ置くべきだと思います。

- 平林介護事業指定係長 先ほどご説明しましたように、利用者の状況によって、今後また利用定員が18人まで変更可能なため、当面は10人でスタートして、高野委員がおっしゃったように利用定員がふえていったときに、少し状況を確認しながら従業者の人数について、事業者に依頼をしていきたいと思っております。
- 高野委員 では、まずこれは人数に応じて強化するという事でよろしいですか。
- 平林介護事業指定係長 はい。
- 大淵委員長 小林委員、どうぞ。
- 小林委員 この18ページの平面図ですが、今は10名ですよ。18名にして、ここで18名入りますか。
- 平林介護事業指定係長 事業所のあるこのビルは7階建てのビルですが、本日の指定に係る2階の他のフロアにおいても運営の意向を示しております。
- 小林委員 この平面だけではなくて。
- 平林介護事業指定係長 そのとおりです。
- 西川委員 ということは、ふえていると必ず区の方に連絡が来て、随時検査をしてという形になるということですよ。
- 平林介護事業指定係長 そのとおりです。
- 高野委員 だから、2フロアにまたがれば、やはり完全に専任の職員がいないとダメですよ。
- 平林介護事業指定係長 そのとおりです。
- 大淵委員長 まずは10名という基準のところを見ていただいて、将来もちろんありますので参考にはしますけれども、10名の基準に勘案して、妥当かどうかということですよ。廣瀬委員はいかがですか。
- 廣瀬委員 この機能訓練スペースがあるというのは、55.14というのは、浴室から何かも全部含まれていてなっているのですか。
- 事務局（本多） 含まれていません。食堂と機能訓練室です。
- 平林介護事業指定係長 機能訓練と食事をする場所を含めての面積です。
- 廣瀬委員 含まれていない。機能訓練だけですか。
- 大淵委員長 萩原委員はいかがでしょう。
- 萩原委員 この写真を見ますと、やはり1つのテーブルに6人座っていますよね。何か小さいような感じがしますが、多分、お昼でも何でもこういう絵にありますようにトレーですか。お盆に載せてくると思うのですが、せいぜい6人掛けになっているところが4人掛けぐらいのスペースではないかと思うのですけれどもね。
- 平林介護事業指定係長 先日、事業所で提供される食事について確認をしてきた担当者から説明いたします。

- 大淵委員長 いかがでしたか。
- 事務局（本多） この施設の昼食はお弁当となっています。1つのトレーで運んでくるのではなく、お弁当箱におかず、ご飯はお茶碗、みそ汁はお椀で事務所で温めます。トレーでしたら少し狭い感じがしますが、個々に提供されますので、それほど狭い印象ではありませんでした。
- 萩原委員 わかりました。済みません。
- 大淵委員長 十三委員はいかがでしょう。
- 十三委員 定員が10人以下の場合は、医療機関等との連携が全くないのですか。
- 平林介護事業指定係長 義務はありません。
看護職員の配置基準が規定されていません。
- 十三委員 看護というよりは、よく書いてあるのは、当事業所は何々医院と連携しておりますので、ご安心くださいみたいなことを普通はいうのに、この事業者はそういうこともしていないということなのですか。
- 平林介護事業指定係長 連携というか、これは配置基準なので、今の話は協力医療機関ということだと思います。
- 十三委員 そうすると、それについては、あるけれども書かなかったということですか。
- 平林介護事業指定係長 それが絶対的な要件ではないため記載しておりません。
- 十三委員 協力医療機関があるかどうかわからないのですね。
- 平林介護事業指定係長 協力医療機関を探しているところです。
- 十三委員 聞かなかったのですか。
- 事務局（本多） 協力していただける医療機関について探していますが、まだなかなか難しいのが現状だと聞いています。
緊急時には救急対応はもちろん、適切なアドバイスを受けられる訪問看護事業所との連携ということになるかと思いますが、近隣の診療所等にもお願いしている中で、なかなかいい返事が今のところできないとの話でした。
- 十三委員 高野先生にお願いするとか。
- 高野委員 これはお話が来ていませんので。
後ろにいるのかもしれないですね。区外に
- 十三委員 区外に。
- 萩原委員 でも、この地図を見ますと、近所にお医者さんはいそうなのですよ。
- 平林介護事業指定係長 事業所の説明ではあると言っていました。担当のほうから説明したように、現地確認に行った際も、十三委員の発言のように、連携利用者の安全として必要なため、病院を含めて医療関係に連絡しているかについて確認したところ、依頼はしているが現行では良い返事をもらえていないことを確認しております。
- 萩原委員 一番近いのは歯科大病院ですね。東京歯科大病院が一番近い。
- 平林介護事業指定係長 引き続き、それは区のほうで確認させていただいて、また本日の回答が100%でないため、後日、委員の方へ回答させていただきたい

と思います。

○大淵委員長 ありがとうございます。まだ諸々10人のところなので基準が低いということで、皆様委員としては心配なところがあるかと思いますが、区のほうとしては区内の事業所の配置図を見たときに、この場所でやっていただけるのは、区民にとってすごく役立つのではなかろうかということで、今の基準に照らして問題がないということなので、これからのご指導とか、それから委員の皆様のご協力をいただいて、形にしたいというお考えだということだと思います。

では、この今回の申請につきまして、皆様、ご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○大淵委員長 それでは、全会一致ということで、指定につきまして認めるということになりました。事務局のほうはよろしいでしょうか。

○平林介護事業指定係長 ありがとうございます。

○大淵委員長 それでは、2番目に参ります。地域密着型通所介護事業所区域外指定についてということで、事務局のほうからご説明をお願いします。

○平林介護事業指定係長 では、報告事項ということで2件目です。地域密着型通所介護事業所の区域外指定について資料が3つございます。まず資料2-1のほうからご説明させていただきます。

地域密着型通所介護事業所によるサービス利用等の一般原則ということで、冒頭にもご説明しましたが、これまで通所介護事業所として位置づけられていた事業所について、利用定員が18人以下の比較的小規模な通所介護事業所につきましては、地域密着型サービスへ移行になったということが背景・趣旨に書いてございます。

原則論ですが、地域密着型サービスは、この背景・趣旨等を踏まえた上で、その利用は当該事業所の所在地の保険者、いわゆる千代田区にある事業所であれば、千代田区の要介護被保険者に限定されるものということが原則になっております。しかしここに書いてあるただし書きですが、これまでの経緯により、既に利用している区域外の要介護被保険者については、みなしの指定が適用されることで、継続利用が可能となっております。要するに平成28年の3月末までに利用していた他区の利用者につきましては、28年4月以降もこの継続利用が可能となる取り扱いとされております。

また(3)の区域外の利用につきましては、これまでの通所介護事業所は、東京都が広域的利用について指定してきたところであって、特に区境においては、区域を越えてサービス提供が行われてきた経緯がございます。また千代田区も含めて保険者の移動を伴わない、ほかの地域に居所を置く場合の利用も可能でございました。

そこで新規に発生する区域外利用につきましては、この原則を順守しつつも、例外的な利用について、一定のルールのもと、利用が可能となる取り扱いが決められています。また要支援者の取り扱いにつきましては、地

域密着型通所介護事業所におきましては、要支援という規定がないため、総合事業の利用になります。

資料の2枚目ですが、地域密着型通所介護事業所の区域外指定の原則という欄です。これにつきましても、区域外利用に関する原則というのがございまして、地域密着型サービスの趣旨を踏まえた上で、区域外の地域密着型通所介護事業所を利用する場合には、利用する要介護被保険者の保険者が、その利用に際して事業所を指定する必要があります。

利用のための手続等は省略いたしますが、これまで広域的に利用が可能だった事業所が、28年4月から区市町村が指定する地域密着型通所介護事業所に変更になっても、これまで利用してきた他区の要介護被保険者をいきなりその事業所を利用できなくなるというわけにはいかないため、「みなし」で利用するわけですが、今までの利用者とは別に、平成28年4月以降に新規でその事業所を利用したいといった地域外の利用者に関しても、区域外指定の例外ということで、この資料の3番にあります例外の規定を設けざるを得ないという流れになっております。

ただし、これまでは地域外の事業所を利用する場合に、1人に対して1件同意手続をしなければいけなかったのですが、通所介護事業所については、1件同意の手続きの数が非常に多くなるため、各ブロックや協定を結べる区同士、例えば千代田区の場合は隣接する中央、港、新宿4区間で協定を締結することによって、利用者と事業所を特定して、新規利用が発生するごとに行う区域外指定に関する同意を省略することといたしました。それが資料2-2にあります地域密着型通所介護事業者の指定に係る同意に関する協定書です。昨年、千代田区を含めて4区間で協定を締結し、指定に関する同意等を省略することといたしました。

これによって事業所、資料2-3をご覧くださいと分かり易いと思いますが、地域密着型通所介護事業所として指定をされた「レコードブック水道橋」と「リハビリデイサービス神田」、「かんだ連雀高齢者在宅サービスセンター」の3事業所に関しては、千代田区を含めて例えばレコードブック水道橋の場合、新宿区の方の利用もあり、文京区の方も利用しています。リハビリデイサービス神田については、中央、台東、江東区の3区の利用者が利用しています。かんだ連雀についても、足立区の利用者が1人ですが利用していることが確認できます。

ただし、この3事業所は、あくまでも地域密着型通所介護事業所のために、千代田区の区民が利用することを阻害されてはならないため、4区間においても自区の利用者、千代田区であれば千代田区の利用者が千代田区の事業所を使うことについて、著しく阻害されない程度の具体的な利用割合について、例えば50%、60%を割らないような形で、事業所の利用を可とするという協定になっております。現時点での結果は、千代田区の区民利用がリハビリデイサービス神田が一番低いのですが、それでも86%を占めているという状況です。

したがって、今回新規指定を協議していただいた「ななふくの隠れ家神保町」につきましても、この対象事業所として、今後、利用者の受け入れ状況によりますが、千代田区以外、千代田、中央、港、新宿の4区の方であれば、先ほど言った新規指定の同意は省略できるという事業所になりますので、そのご説明ということでさせていただきました。区域外指定に関するご説明は以上です。

○大淵委員長 区域外指定ということで、昨年4月から始まっているけれども、地域密着型は基本的に千代田区が定める人員基準とかそういうものなので、本来は千代田区の住民に使っていただきたいと。ただ、近隣の方の利便性を考えてということだそうですね。

では、ご質問。

○西川委員 済みません、1ついいですか。同じ区境ということになりますと、例えば文京区、後楽のあたりとかは、渡ったところが区境なのですけども、例えばこれはそこが入る可能性とか、そういうことに関してはどうなのでしょう。

○平林介護事業指定係長 西川委員の質問についてですが、当初10区で協定を結ぼうということで、協議を進めておりましたが、区によってはどうしても自区の利用者に限るよう位置づけている区があり、文京区もそのうちの1つで、協定が締結できませんでした。

最終的に協定締結できたのが千代田、中央、港、新宿の4区です。文京区につきましては、西川委員のご質問のように、文京区にある区境の事業所を千代田区の方が利用する場合については、1件ごとに「どうしてその方が使う必要があるのか」という理由を、千代田区から文京区に説明をして、文京区の同意を得たうえでの利用となります。

○西川委員 逆はあり得るのですか。例えば文京区の区境の方が、千代田区にどうしてもご家族とかが千代田区にいて、いきたいといった場合は、千代田区が受け入れてくれるという可能性は。

○平林介護事業指定係長 その場合についても、文京区から千代田区に文京区民が利用したいので同意が可能かという申請があって、千代田区でその内容について協議し、文京区民の利用の可否について判断することになります。

○西川委員 決められるということですね。了解いたしました。

○平林介護事業指定係長 それがこの千代田、中央、港、新宿内では、それが省略されているということです。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。仕組みがよくわかりましたか。大丈夫ですか。使えないわけではないけれども、中央、港、新宿区であれば、割と簡易に使えると。しかしそれ以外については、1件ずつ区のほうからお願いをして、向こうの相手方がいいよと言ってから使えるようになるということです。利用する人も結構幅がありますよね。そういうことになっているということだそうですね。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○大淵委員長 では、2番目の報告についても了ということで、3番目に参ります。
認知症対応型通所介護事業所の指定更新についてということで、これも報告になります。資料3につきまして、ご説明をお願いいたします。

○平林介護事業指定係長 次第の3番目ですが、認知症対応型通所介護の指定更新ということで、これは皆様方にはご報告が遅れてしまいましたが、今年の更新となります。

28年4月1日の指定更新に関しまして、28年3月22日付、資料3-1で現地調査表をご覧ください。これにつきましては、当初に皆様方にお送りしたのですが、この中に記載されていなかった事項で、大淵委員長のほうからご質問が1点ありました。勤務表の確認の中で太字になっている箇所です。看護職員または介護職員2名以上、うち1名はサービス提供時間帯を通じて、通しで専従で、この勤務形態の確認や報告が不足しておりました。これにつきましては、本日、看護職員または介護職員と、生活相談員、あと機能訓練指導員ということで、配置人数を含めて、皆様方に改めて報告させていただきます。

指定更新の時期ですが、平成28年4月1日から6年間ということで、平成34年3月31日までとなります。この事業所につきましては、従来から認知症対応型通所介護の事業を運営している事業所なので、事後報告となってしまいましたが、本日改めまして皆様方にご報告いたします。

また地域密着型サービスだけではないのですが、資料3-2で千代田区に所在する地域密着型サービス、一部区域外の指定はありますが、それを除く一覧ということで、皆様方にお示しをさせていただきました。

一番町高齢者在宅サービスセンターから、今回指定の可否を審議いただいた「ななふくの隠れ家神保町」までについて大事なものは、左側の表の中の「指定満了日」というのがございます。それぞれの地域密着型サービスにつきましては、指定の満了が来る日が括弧書きで書いてあります。一番長いところで「平成34年7月31日」というのがございますが、下から4番目のリハビリデイサービス神田、株式会社グットライフケア東京という地域密着型通所介護事業所です。やはり15人定員で、これはみなし指定をされていますが、指定満了日が平成29年9月30日ということで、ことしの9月30日が指定満了日となります。

またその下の夜間対応型訪問介護、これも平成29年9月30日に指定更新、ことしの9月30日が指定満了日となるため、地域密着型サービス運営委員会を開催した折に、皆様方に説明をさせていただければと思っております。以上です。

○大淵委員長 ありがとうございます。本件につきまして、まずは一番町高齢者在宅サービスセンターについて、勤務表の確認と人員の確認をさせていただいた。間違いなく人員が配置されているということを確認しましたということで報告をいただきました。この件についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○大淵委員長　それでは、もう1つ説明いただいたのが、今後のスケジュールになりますけれども、2つの事業所につきましては、9月30日が満了日になりますので、またこの委員会をその前に開いて、また説明することになるということでございます。よろしいですか。

では、協議報告事項3番についてもよろしいということによいでしょうか。そのほか、皆様から何かございますか。よろしいですか。

それでは、3の連絡事項をお願いいたします。

○平林介護事業指定係長　私のほうでご説明させていただきましたとおり、地域密着型の千代田区指定の事業所が、平成29年9月30日に指定満了日を迎えることに伴いまして、皆様方に出席いただき、地域密着型サービスの運営委員会を開く予定でございます。1カ月ぐらい前に委員長を含めまして皆様方にご通知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○大淵委員長　事務局、ありがとうございました。連絡事項はよろしいですね。

それでは、皆様のご協力をおもちゃしまして、大変滞りなく、ささっと進んでよかったですと思います。これにて平成28年度第1回地域密着型サービス運営委員会につきまして閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

(閉会)